

令和6年度神奈川県教育委員会内部統制評価報告書

地方自治法第150条第1項の規定による「神奈川県内部統制基本方針」(以下「基本方針」という。)に準じて内部統制に取り組み、報告書を次のとおり作成した。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

教育委員会は、基本方針に準じるなどして、財務等に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っている。

2 評価手続

令和6年度を評価対象期間とし、令和7年3月31日を評価基準日として、財務等に関する事務に係る内部統制の評価を実施した。

3 評価結果

上記のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、本県の内部統制は、評価基準日において有効に整備され、評価対象期間において有効に運用されていると判断した。

4 不備の是正に関する事項

今回の評価において、県民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高いなどの“重大な不備”と認められる事案は確認されなかったが、職員の知識不足、複数職員によるチェック体制や所属における進行管理が不十分であったことや、根拠規定を誤って解釈していたことに伴う“運用上の不備”が複数認められたため、財務事務調査や行政事務調査及び各種研修等の場において、不備が多く認められた事務の適正な執行について、重点的に指導を行うなどの対応を図ることで、今後の是正を徹底して実施していくこととした。

令和7年9月22日
神奈川県教育委員会
教育長 花田 忠雄

【附属資料】

目 次

1	内部統制の整備及び運用に関する事項	1
(1)	内部統制の目的	
(2)	内部統制基本方針	
(3)	対象事務	
(4)	取組の視点	
	ア 業務の効率的かつ効果的な遂行	
	イ 財務報告等の信頼性の確保	
	ウ 業務に関わる法令等の遵守	
	エ 資産の保全	
(5)	内部統制の実施体制	
2	評価手続	3
(1)	評価対象期間	
(2)	評価基準日	
(3)	評価対象所属	
(4)	評価の方法（業務レベルの内部統制の評価）	
(5)	評価結果	
3	評価結果（業務レベルの内部統制の評価）	4
(1)	財務（会計、財産管理）に関する事務	
(2)	情報管理（ＩＣＴ、重要情報保護、文書）に関する事務	
(3)	その他全庁的なリスク（服務等）を有する事務	

本附属資料は、令和6年度神奈川県教育委員会内部統制評価報告書に記載した「内部統制の整備及び運用に関する事項」、「評価手続」、「評価結果」及び「不備の是正に関する事項」についての解説を目的として作成したものです。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

(1) 内部統制の目的

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）では、「地方公共団体における内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することである」とされています。

そこで、教育委員会の内部統制は、知事の策定する基本方針に準じるなどして、事務処理の適正さを確保する上でのリスク^{*1}を評価及びコントロールし、もって県政に対する県民の信頼確保を図ることを目的としています。

(2) 内部統制基本方針

本県では、職員一人ひとりが主体的に業務上のリスクを評価・コントロールし、組織的対応の強化を図るため、地方自治法第150条第1項の規定に基づき、令和2年4月1日に「神奈川県内部統制基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定しました。

基本方針において、知事以外の任命権者の内部統制は、「知事部局から各任命権者に対して必要な情報を提供・共有するとともに、各任命権者は、知事の基本方針に準じるなどして、一体となって内部統制の取組を推進します。」としています。

(3) 対象事務

次に掲げる事務を教育委員会における内部統制の対象事務としています。

- ・ 財務（会計、財産管理）に関する事務
- ・ 情報管理（ICT、重要情報保護、文書）に関する事務
- ・ その他全庁的なリスク（服務等）を有する事務

*1 事務処理の適正さを確保する上でのリスク

財務に関する事務19項目、情報管理に関する事務12項目、その他全庁的なリスクを有する事務9項目の計40項目です。

(4) 取組の視点

ア 業務の効率的かつ効果的な遂行

組織としてチェックを行う事務処理体制の構築を進めるとともに、組織内での業務の進捗状況や課題の共有、報告・連絡・相談による情報共有の重要性を改めて認識することにより、業務の効率的かつ効果的な遂行を図ります。

イ 財務報告等の信頼性の確保

決算の意義や重要性を改めて認識し、チェックを組織的に行う対策を講じるとともに、日々の業務プロセスにおけるルールを適切に運用することにより、財務報告等の信頼性の確保を図ります。

ウ 業務に関わる法令等の遵守

公務員として、勤務時間の内外を問わず、高い倫理観が求められているという自覚と責任感を持つとともに、根拠法令等を理解し、業務に関わる法令等を遵守します。

エ 資産の保全

県が保有する資産の現況や課題を把握し、資産の取得や管理、利活用、処分等の適切な運用を行い、資産の適正な保全を図ります。

(5) 内部統制の実施体制

知事の内部統制の実施体制に準じて、次の体制を整備・運用しています。

【内部統制責任者】

教育委員会における内部統制を総括するため、教育局長を充てています。

【内部統制推進所属】

教育委員会における内部統制を推進するため、内部統制推進所属を置くこととし、教育局行政部行政課を充てています。

【独立的評価所属】

教育委員会における内部統制を評価するため、独立的評価所属を置くこととし、教育局行政部行政課を充てています。

【制度所管所属】

内部統制対象事務の推進及び評価を補助するため、制度所管所属を置くこととし、次表の左欄に掲げる区分に従い、当該右欄に掲げる所属を充てています。

区分	制度所管所属
財務に関する事務	教育局行政部財務課 教育局行政部教育施設課
情報管理及びその他管理 一般に関する事務	教育局総務室 教育局行政部行政課 教育局行政部教職員企画課 教育局行政部教職員人事課

【所属における内部統制推進体制の整備】

所属における内部統制の推進は、各所属により実施しています。

2 評価手続

(1) 評価対象期間

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 評価基準日

令和7年3月31日

(3) 評価対象所属

教育委員会におけるすべての所属。

(4) 評価の方法

ア 全体的な内部統制の評価

独立的評価所属は、評価基準日における内部統制の整備状況及び評価対象期間における運用状況について、ガイドラインに規定する評価作業を実施し、有効性の評価を行いました。

イ 業務レベルの内部統制の評価

各所属がリスク対応策に関する運用状況の自己評価*²を行った上で、制度所管所属がリスク対応策*³に関する整備状況の自己評価*⁴を行います。

独立的評価所属は、これらの自己評価について有効性の評価を行います。

(5) 評価結果

ア 全体的な内部統制の評価

内部統制の基本的要素である全ての項目（「統制環境」、「リスクの評価と対応」「統制活動」、「情報と伝達」、「モニタリング」及び「ICTへの対応」）について、不備が確認されなかったため、全庁的な内部統制は有効であると判断しました。

イ 業務レベルの内部統制の評価

対象事務の評価基準日における整備状況及び評価対象期間における運用状況について、ガイドラインに規定する評価作業を実施し、有効性の評価を行いました。

* 2 運用状況（の評価）

リスク対応策や内部統制の実施体制どおりに運用されているか、実際に発生した対象リスクを踏まえ評価します。

* 3 リスク対応策

制度所管所属が、所管する内部統制対象事務のリスクに対して、整備及び運用している全庁的な対応策のことであり、各所属においては、各所属長の責のもと、リスク対応策を実施しています。

* 4 整備状況（の評価）

規程や内部統制の実施体制など、リスクを低減する仕組みが整備されているか評価します。

3 評価結果（業務レベルの内部統制の評価）

対象事務について、評価基準日における整備状況及び評価対象期間における運用状況について、ガイドラインに規定する評価作業を実施し、有効性の評価を行いました。

(1) 財務（会計、財産管理）に関する事務

19項目のリスクのうち、整備上の不備*⁵は認められませんでした。運用上の不備*⁶は9項目67件）認められましたが、重大な不備*⁷は認められませんでした。

そのため、教育委員会の「財務（会計、財産管理）に関する事務」に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備され、評価対象期間において有効に運用されていたと判断しました。

（運用状況の評価結果一覧）

リスク No.	リスクの内容	整備上の不備	運用上の不備	
		評価結果	評価結果	件数
1	予算の執行科目の誤り	—	不備あり	11
2	支出命令額の誤り	—	不備あり	4
3	調定額等の誤り	—	不備あり	6
4	支払手続の遅れ	—	不備あり	22
5	預け金、差し替え、一括払い等	—	—	—
6	契約締結前の履行	—	不備あり	1
7	入札設計金額の誤り	—	—	—
8	入札公告の誤り	—	不備あり	4
9	入札予定価格、最低制限価格の誤り	—	不備あり	1
10	不適切な重要物品の管理	—	不備あり	5
11	不適切な境界管理	—	—	—
12	不適切な建物、工作物、立木の維持・安全管理	—	—	—
13	消防用設備等の点検の漏れ、誤り	—	—	—
14	不適切なアスベスト管理	—	—	—
15	不適切な庁内保安全管理	—	—	—
16	財産手続の漏れ、誤り	—	不備あり	13
17	無体財産権の利用許諾手続の誤り、漏れ	—	—	—
18	県有財産台帳への登録の漏れ、誤り	—	—	—
19	建築基準法に基づく定期点検・要正工事の実施漏れ	—	—	—

* 5 整備上の不備

内部統制が存在しない、規定されている方針及び手続では内部統制の目的を十分に果たすことができない、又は規定されている方針及び手続が適切に適用されていない等の状態にあることです。

* 6 運用上の不備

整備段階で意図したように内部統制の効果が得られておらず、結果として対象リスクが発生した状態にあることです。

* 7 重大な不備

内部統制の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高い、もしくは実際に生じさせた状態のことです。

(2) 情報管理（ＩＣＴ、重要情報保護、文書）に関する事務

12項目のリスクのうち、整備上の不備は認められませんでした。運用上の不備は4項目（14件）認められましたが、重大な不備は認められませんでした。

そのため、教育委員会の「情報管理（ＩＣＴ、重要情報保護、文書）に関する事務」に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備され、評価対象期間において有効に運用されていたと判断しました。

（運用状況の評価結果一覧）

リスク No.	リスクの内容	整備上の不備	運用上の不備	
		評価結果	評価結果	件数
20	コンピュータウィルス感染	—	—	—
21	私物機器等の使用	—	不備あり	1
22	サポート切れソフトウェア使用	—	—	—
23	ソフトウェアの不正使用・コピー	—	—	—
24	内部不正による情報漏えい	—	—	—
25	パソコンの画面ロック不徹底	—	—	—
26	マイナンバーの漏えい・紛失	—	—	—
27	電子メール、ファクシミリ、郵便の誤送信	—	不備あり	8
28	認証情報の不適正管理	—	不備あり	1
29	アクセス権の不適正管理	—	—	—
30	機器等の紛失	—	不備あり	4
31	外部記憶媒体等の不適正管理	—	—	—

(3) その他全庁的なリスク（服務等）を有する事務

9項目のリスクのうち、整備上の不備は認められませんでした。運用上の不備は6項目（10件）認められましたが、重大な不備は認められませんでした。

そのため、教育委員会の「その他全庁的なリスク（服務等）を有する事務」に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備され、評価対象期間において有効に運用されていたと判断しました。

（運用状況の評価結果一覧）

リスク No.	リスクの内容	整備上の不備	運用上の不備	
		評価結果	評価結果	件数
32	セクハラ・パワハラ	—	不備あり	2
33	旅費の不正受給	—	—	—
34	通勤手当の不正受給	—	不備あり	1
35	所属での公印（印影を刷り込むもの、事前押印を含む）の不適切な管理	—	不備あり	1
36	誤記載、誤掲載	—	不備あり	2
37	重要書類の紛失・誤廃棄	—	不備あり	3
38	申請書等の未処理	—	不備あり	1
39	条例等の誤り	—	—	—
40	書類の偽造	—	—	—